

平成 28 年 4 月 19 日

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス商業リート投資法人
代表者名 執行役員 浅野 晃弘
(コード番号:3453)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 本間 良輔
問合せ先
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎
TEL: 03-5623-3868

資金の借入（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

ケネディクス商業リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成28年4月18日に「資金の借入れ（シリーズ6・シリーズ7）及び金利スワップ取引に関するお知らせ」にてお知らせいたしました長期借入金（シリーズ6-D）に関し、金利適用期間における利率が決定しましたのでお知らせいたします。また、長期借入金（シリーズ6-B①、シリーズ6-B②、シリーズ6-C及びシリーズ6-E）に関し、金利スワップ契約を締結しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 借入金

区分 ^(注1)	借入先	借入金額	利率	借入予定日	元本返済期日
長期借入金 シリーズ6-D	株式会社日本 政策投資銀行	890百万円	0.76031% (固定金利) ^(注2)	平成28年 4月21日	平成36年 9月30日

(注1) 長期借入金とは借入日から返済期日までが1年超の借入れをいいます。

(注2) 金利適用期間は、平成28年4月21日～平成36年9月30日となります。

なお、シリーズ6-Dの詳細につきましては、平成28年4月18日付「資金の借入れ（シリーズ6・シリーズ7）及び金利スワップ取引に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 金利スワップ契約の内容

① 金利スワップ契約（シリーズ6-B①）

相手先： SMBC 日興証券株式会社
 想定元本： 710 百万円
 金利等： 固定支払金利 ▲0.05400%
 変動受取金利 基準金利（全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR）^(注)
 開始日： 平成 28 年 4 月 21 日
 終了日： 平成 31 年 9 月 30 日
 支払日： 平成 28 年 4 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 31 年 9 月 30 日（当該日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、前営業日とします。）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ6-B①に係る金利は実質的に0.36800%で固定化されます。

② 金利スワップ契約 (シリーズ6-B②)

相手先 : SMBC 日興証券株式会社
 想定元本 : 620 百万円
 金利等 : 固定支払金利 ▲0.05400%
 変動受取金利 基準金利 (全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) (注)
 開始日 : 平成 28 年 4 月 21 日
 終了日 : 平成 31 年 9 月 30 日
 支払日 : 平成 28 年 4 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 31 年 9 月 30 日 (当該日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、前営業日とします。)

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ6-B②に係る金利は実質的に0.36800%で固定化されます。

③ 金利スワップ契約 (シリーズ6-C)

相手先 : 野村証券株式会社
 想定元本 : 450 百万円
 金利等 : 固定支払金利 0.13000%
 変動受取金利 基準金利 (全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) (注)
 開始日 : 平成 28 年 4 月 21 日
 終了日 : 平成 36 年 9 月 30 日
 支払日 : 平成 28 年 4 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 36 年 9 月 30 日 (当該日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、前営業日とします。)

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ6-Cに係る金利は実質的に0.80300%で固定化されます。

④ 金利スワップ契約 (シリーズ6-E)

相手先 : 野村証券株式会社
 想定元本 : 2,670 百万円
 金利等 : 固定支払金利 0.18200%
 変動受取金利 基準金利 (全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR) (注)
 開始日 : 平成 28 年 4 月 21 日
 終了日 : 平成 38 年 4 月 21 日
 支払日 : 平成 28 年 4 月末日を初回として、以後 1 ヶ月毎の末日及び平成 38 年 4 月 21 日 (当該日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、前営業日とします。)

(注) 本金利スワップ契約締結により、シリーズ6-Eに係る金利は実質的に0.93200%で固定化されます。

本金利スワップ契約の対象である長期借入金 (シリーズ6-B①、シリーズ6-B②、シリーズ6-C 及びシリーズ6-E) の詳細及び金利スワップ取引を行う理由等につきましては、平成28年4月18日付「資金の借入れ (シリーズ6・シリーズ7) 及び金利スワップ取引に関するお知らせ」をご覧ください。

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人の資金の借入 (金利決定) 及び金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 今後の見通し

本件による平成28年3月期（平成27年10月1日～平成28年3月31日）、平成28年9月期（平成28年4月1日～平成28年9月30日）及び平成29年3月期（平成28年10月1日～平成29年3月31日）の運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想に変更はありません。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.krr-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。